

○農林水産省告示第六百八十号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第五百十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の五第一項及び第二十九条第一項の規定に基づき、令和四年九月二十六日農林水産省告示第四百七十六号（租税特別措置法施行令第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項等の農林水産大臣が定める要件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月三十日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第六条の五第一項及び第二十九条第一項の農 林水産大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一 (略) 二 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業による交付金その他 固定資産の取得等に充てるための国の補助金、給付金又は交付 金のうち、その交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進で あるものの交付を受けた資産ではないこと。	租税特別措置法施行令第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項 並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による 改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の四第一項の農林水産大臣 が定める要件は、次のとおりとする。 一 (略) 二 農産物等輸出拡大施設整備事業による交付金の交付を受けた資 産ではないこと。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。